明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件（**総務**四八八）　一
○農薬を登録した件（**農林水産**二二七〇、二二七一）　三
○農薬を再登録した件（**同**二二七二）　三
○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針を公表する件（**環境**九八）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一五
会社その他
会社決算公告　一八

告示

○総務省告示第四百八十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十五日

総務大臣　川端　達夫

届出をした指定県の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第八十条及び学校教育法施行令第一章の規定により都道府県が処理することとされている事務
	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）	学校保健安全法第二十四条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）	児童扶養手当法第四条、第六条、第八条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十三条、第二十八条、第二十八条の二第一項、第二十九条及び第三十条の規定により都道府県が処理することとされている事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）	一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条及び第十七条、第十九条、第二十二条及び第二十四条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）並びに第二十六条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務 二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条（第二十六条の五において準用する場合を含む。）において準用する児童扶養手当法第八条及び第二十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務 三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十条から第三十七条までの規定により行政庁が処理することとされている事務

届出をした指定市の名称	届出に係る事務の範囲	
	法律又は政令	事務
福島県 いわき市 田村市 南相馬市	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	学校教育法第十八条、第十九条及び第三十八条（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに学校教育法施行令第一章の規定により市町村が処理することとされている事務
	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）	児童福祉法第二十四条及び第五十六条の規定により市町村が処理することとされている事務